

中央防災会議防災対策推進検討会議（第7回） 議事録

日 時：平成 24 年 4 月 18 日（水）17:29～19:01

場 所：官邸 2 階大ホール

- それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 7 回「防災対策推進検討会議」を開会いたします。

本日この会議の座長であります内閣官房長官は、公務御多用のためにやむを得ず欠席となりますが、御了解をいただきたいと思えます。

まず、開会に当たり、座長代理として一言ごあいさつを申し上げたいと思えます。委員の皆様方におかれましては、御多忙中の中、本当にありがとうございます。引き続きしっかりと議論をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

3 月に本検討会議でとりまとめた中間報告については、更に議論を深めて内容の具体化を図ることが必要でございます。このため、本日の第 7 回検討会議は、各府省における防災対策の取組みを議題にしていきたいと思っております。

まず、国土交通省と厚生労働省から具体的な対応状況の説明を受けて、議論をすることといたしたいと思えます。今後その他の省庁についても取組みを報告していただく予定でありまして、このような議論を夏ごろの最終報告につなげていきたいと思っております。

それでは、本日も闊達な議論をお願いいたします。

報道の皆さんは、ここでよろしくお願ひします。

（報道関係者退室）

- それでは、報告事項が 3 点ございます。

1 点目は防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針であります。資料 1 をご覧いただきたいと思えます。

防災対策推進検討会議の中間報告の提言は、内容を具体化できるものから政策として実現する必要があるということから、3 月 29 日に開催をしました中央防災会議において、政府として当面の取組方針を決定いたしました。

この方針においては、防災対策の充実・強化に向けた各種の取組みを更に加速していくこととしており、まず具体的には中間報告の提言内容について、平成 24 年度末までに可能な限り具体化し、実施することを目指していくということ。このうち、大規模災害時における対応の円滑化など、災害対策関連法制の見直しや南海トラフの巨大地震や首都直下地震に関する当面の対策のとりまとめなど、特に速やかに取り組むべきものに

については平成 24 年の中ごろまでの実施に努めるということ。これを記載しております。この取組方針に基づきまして、防災対策の充実・強化に向けて政府関係機関が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

更に 2 点目は、本検討会議に設置をしましたワーキンググループについて、そして 3 点目は南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高についてです。これらについては資料 2 及び資料 3 に基づいて事務方から改めて説明をさせますので、よろしく願いいたします。

- それでは、資料 2 に基づきまして説明をさせていただきます。「中央防災会議における地震対策の検討会議の構成」でございます。

この件につきましては 3 月 7 日の会議におきまして、次のようなワーキンググループを 3 つ置くことが決定いたしております。南海トラフ関係、首都直下関係、津波避難関係でございます。

また、点線がございますが、これらのうち地震に関しましてはモデル検討会、これは内閣府に設置という形になりますが、南海トラフの巨大地震モデル検討会、首都直下地震モデル検討会を設置ないし継続をしまして、両者連携をとりながら検討を進めていくことにいたしております。

次のページをお開きいただきます。まず南海トラフでございます。「2. 主な検討課題」をごらんいただきたいと思います。南海トラフ巨大地震による定量的な被害想定、定性的な被害シナリオ、南海トラフ巨大地震に対する予防、応急、復旧・復興の各対策の方向性、対策の実効性を上げていくという観点で、望ましい法制度等の在り方等について検討していく予定にいたしております。

検討体制につきましては河田委員に主査をお願いいたしております、地方団体の意見も反映できるような仕組みで進めてまいりたいと考えております。

スケジュールにつきましては、6 月に人的・物的被害を出し、夏ごろには当面実施すべき対策のとりまとめ、秋に経済被害を出し、冬ごろに対策の全体像をとりまとめていくスケジュールにいたしております。

次の首都直下でございます。「2. 主な検討課題」をごらんいただきたいと思います。科学的知見に基づく首都直下地震の地震像、首都直下地震による定量的な被害想定、定性的な被害シナリオ、首都中枢機能のバックアップの在り方を含めた中枢機能継続性確保対策、首都直下地震に対する予防、応急、復旧・復興の各対策の方向性等でございます。

検討体制に当たりましては増田委員に主査をお願いいたしております。これにつきましても地方団体等の意見が反映できるような仕組みにも留意しながら検討を、進めてまいりたいと思います。

スケジュールにつきましては、夏ごろに当面実施すべき対策をとりまとめ、冬の被害想定等も踏まえまして、来年春に対策の全体像をとりまとめる予定にいたしております。

次の津波避難対策検討ワーキンググループでございます。「2. 主な検討課題」ですが、情報と避難行動の関係、情報伝達手段とその在り方、避難支援者の行動の在り方、自動車で安全かつ確実に避難できる方策、津波からできるだけ短時間で円滑に避難できる方策、防災意識の向上、今般の大震災における津波避難に関する実態調査・分析などを検討課題といたしております。

検討体制につきましては田中委員に主査をお願いし、幅広い有識者からなるメンバーで御議論をいただく予定にいたしております。この検討会につきましては、夏ごろを目途に報告をまとめる予定といたしております。

続きまして、資料3でございます。「『南海トラフの巨大地震モデル検討会』について」でございます。

この検討会は左下「3. 開催経過と今後のスケジュール」をごらんいただきたいと思います。昨年8月に第1回検討会を開催いたしまして、昨年末12月27日に中間とりまとめ。この中で想定震源域・波源域の設定の考え方等を明らかにしたところがございます。このポイントにつきましては第4回の検討会議でも御報告をさせていただいているところがございますが、今般3月31日、南海トラフの巨大地震による最大クラスの震度分布・津波高の推計結果がまとまり、公表させていただいております。

その下に※で書いてありますが、今後10mメッシュの津波高、浸水域、液状化危険度、時間差発生、長周期地震動等について検討を進めていただく予定といたしております。

次のページが今回3月に発表されたものの概要でございます。最大クラスの地震・津波の考え方ということでございますが、右上の箱にございます検討会が推計した最大クラスの震度分布・津波高の性格でございますけれども、赤の箱にあります、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定というものでございます。マグニチュードは、ほぼ9.0前後の地震規模でございます。

次のページでございますが、この地震の算定に当たりましては左側にございます強震波形計算による震度分布がございますけれども、この中で基本ケースを始めとして4つ、更に下にあります経験的手法による震度分布を合せまして、右側に最大クラスの震度分布という非常に日本列島が赤く染まっている図がございますが、これらの地震がそれぞれ起こるわけでございますけれども、その最大の部分をつなぎ合わせた形で示しますと、この最大クラスの震度分布になります。

地図の脇に箱が書いてございますが、震度6以上が今回の試算では24府県687市町村となるなど、震度7で見ますと10県153市町村となりまして、下の参考でございますが、中央防災会議（2003）の連動地震の分布図に比べましても、かなり震度が大きなものとなっております。

次のページでございます。南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波の関係でございます。津波につきましては右下の赤い枠で囲んであります、最大クラスの津波高分布というものがございます。濃い赤が10m以上ということで、沿岸をずっとそれぞれ色分け

をさせていただいています。右上の箱をごらんいただきますと、津波高 10m 以上が 11 都県 90 市町村、津波高 20m 以上についても 6 都県 23 市町村という数字になっております。

次のページは、こうした最大クラスの津波高を出すに当たって、津波につきましては 11 ケースそれぞれ起こり得るケースを想定いたしまして、これらの最大の部分をつなぎ合わせたものが、ただいま御説明した津波高分布となっております。

最後のページにつきましては検討スケジュールでございます。これまでの検討経緯、今後につきましては先ほど御説明しましたスケジュールということで、一覽的に付けさせていただきます。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

これに関して、南海トラフの巨大地震モデル検討会の座長でもあります阿部委員から、コメントをお願いいたします。

○ 今回の計算のケースは、3.11 の東日本大震災の反省と教訓を踏まえて、その結果、これまで既往最大、過去に起きたものの最大、先ほどの説明で言いますと 2003 年が既往最大です。いわゆる東海・東南海・南海地震を念頭に置いて計算したのですが、今回は科学的知見が許す限り最大クラスの地震を想定いたしました。

その際には報告書にも書かれておりますように、防災対策がとれないなどということを考えずに、ためらうことなく地震を想定してほしいという結果、この計算結果が出たものでございます。言わば想定外を想定内に入れたということになります。

結果として、地震の破壊域というものが従来の既往最大に比べまして、面積で約 2 倍になりました。それに基づいていろいろ計算いたしますと、マグニチュードが 9.0 ございます。したがって、東日本大震災と同じような震度分布と津波高が出てきたということになります。

東日本大震災と大きく違いますのは、津波の生成域というものが陸にかなり近寄っております。そのために到達時間が大変短くて、静岡、三重、和歌山、高知などは最短時間が 2 分で 1 m の津波が来てしまうことになります。前の報告書では平野大臣が 5 分で避難できるようにと言ったんですが、1 m と言いますと車が流されてしまいます。その高さが 2 分で来てしまう。これを今後どうしていくかというのが大きな課題になると思います。

その反省と教訓の専門調査会は座長が河田先生でございました。平野大臣もしばしばというか、ほとんど全部出席されて、発言もされておられました。今回の結果について、もしお許しいただければ御感想でもお聞かせ願えればありがたいなと思っております。私からは以上でございます。

○ それでは、平野大臣のコメントも含めて、皆さんの方から御質問でもありましたら、どうぞ。

- 本当にこの検討の結果を出していただきまして、ありがとうございます。正直言って、私もこの結果を見たときは一瞬どうしようかと思いました。ただ、これは今までの既往のさまざまな知見等々を踏まえて、いわゆる最大値を出すということで、それを目標にしてやったものでありますから、こういった結果になったことについては、事実としてはしっかり受け止めなければならないと思います。

併せて、これは政府の方では記者レクも十分やったんですけれども、これは次の震災を予想したものではなくて、いずれこういうものを想定した防災計画をつくらなければならないという意味での検討結果だということも、これは併せて言っていただきまして、マスコミの方もそこは冷静にとっていただいたということもありがたかったなと思います。

あとはこれを踏まえて地域の防災計画、まずはソフト対策が中心になるとは思います、そこをしっかりと取り組むような体制をつくっていかなければならないと思います。

- どうぞ。
- 前の専門調査会の座長ですが、2つだけ事実をお伝えしたいと思います。

1つは津波の高さが2mを超えると人的な被害が発生するということですから、1mというのはそういう意味では値が中途半端だということです。

津波の高さが4mを超えますと、避難しなければ80%の住民が亡くなります。ですから津波が10m、20m、30mという値だけが独り歩きするのではなくて、要は避難することがとても重要だということには変わらないので、その辺は対策ができないからとかできるからという議論ではなくて、早く避難していただくということをこれからもベースにさせていただくことが大切だと思います。

- それに関連してよろしいですか。今回のものは今、大臣がおっしゃったとおりで、考えられる最大ですから、逆に言えばこれ以上ないという意味にとりたいのですが、次に私たち自身がこれを基にいろいろ考えていかなければいけない。そのときに非常に不満に思うのは、例えば4ページの色の塗り方なのです。

ちょうど今、委員がおっしゃったみたいに、2mを超えるか超えないかというのが非常にクリティカルであればと思って、地図を見ると2mは緑になっているわけです。この絵を見ていただくと緑、黄色、赤というふうが目立つのですけれども、緑をもるとなんとなくこれは私たちは安心してしまう色使いになる。

もう一つ委員がおっしゃったのは、4mというのが非常にクリティカルな高さだとすると、4mで色を変えるべきなのではないか。ですから2mから上は黄色になり、4mから上が赤になる。もっと高くなれば本当に紫とか黒とか、せつかく一人ひとりにこれから防災のリテラシーを上げてもらおうということであれば、やはり国がそういった一人ひとりの判断根拠になるような形で資料を是非お出しになる。このレベルでは工学的な防御ができないと言っておきながら、工学的な防御の枠に従った色の塗り方をしているというのが、もう一つ工夫をしていただきたいと思いますところなのです。

ついでによけいなことを申し上げると、資料2に3回「社会学」と出てくるんですが、これは多分「社会科学」の間違いだと思いますので、是非御訂正をいただければと思っています。

- ありがとうございます。ほかにはありますか。どうぞ。
- 知事会におきましても想定をどうするんだという議論がずっとあったわけですが、今回出していただいて大変ありがたいと思っています。

一方で、これは今後のこととなるんですが、自治体の財政は事実上、中央から統制を受けておりまして、これにどう対処するのかというところは、国から制度面の御配慮がないと対応を考えることもできないというぐらいの、すさまじい規模の予測になっておりますので、防災対策全般については是非とも自治体が考えられる体制の構築というものが今後、環境整備をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

- それでは、そのぐらいでよろしいですか。ありがとうございます。

これは発表した時点で丁寧に行ったつもりなんですけれども、先ほどのお話のように自治体で相当動揺も出ておりまして、早速担当者を集めて詳しく説明をしたということですが、私自身もそれぞれ地域へお伺いして、地域の協議会をつくっていく過程と同時に、これの説明をやっていくという努力をしていきたいと思いますので、改めてよろしく願いしたいと思います。

それでは、議題に移っていききたいと思います。本日の議題は各府省における防災対策の取組みについてでございます。検討会議の今後の進め方については前回の会議でもお示ししましたが、夏ごろに予定している最終報告に向けて関係省庁から説明を受けるなどによりまして議論を深めて、内容の具体化を図っていききたいと思います。

本日は国土交通省及び厚生労働省からそれぞれの対応状況を説明していただきまして、これについて委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

まず、国土交通省の関係について、続いて厚生労働省の関係について、それぞれ30分程度説明と議論をしていただき、残りの時間で全体を通した議論を行いたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、国土交通省から説明をしていただきます。奥田国土交通副大臣、お願いいたします。

- 国土交通省より「防災対策推進検討会議中間報告への取組み」について御説明をいたします。資料4を御用意ください。

1ページ目、国土交通省では東日本大震災の教訓・課題を踏まえ、新たな施策を含め、さまざまな取組みを進めております。

中間報告で、今後の災害対応の方向性として示された国土交通省関係の施策を記載しましたが、このうち本日は赤字で記載した主たる施策について御説明をいたします。

2ページ目をご覧ください、まず災害から命を守るための施策です。

1つ目は避難の促進に資する津波警報の見直しです。気象庁では今回の地震で行われた

津波警報の内容やタイミング等について、有識者を交え検証を行い、改善策をとりまとめました。改善後は地震の規模が正しくわからない場合は、その海域で想定される最大のマグニチュードを適用し、津波警報第1報を発表します。このとき予想される津波の高さは数値ではなく、巨大等の定性的な表現で発表し、非常事態であることを呼びかけ、最大限の避難を促します。

更に、新たに広帯域強震計等を整備し、地震発生から15分以内により確度の高い津波警報に更新します。これらの措置は平成24年度中を目途に運用を開始してまいります。3ページ目をご覧ください、2つ目は陸海空が連携した緊急輸送のための交通の確保についてです。東日本大震災においては住民の避難場所や救援救助活動、物資の輸送、防潮堤としての副次的効果などを、災害時に高速道路ネットワークが果たす役割が再認識されたところです。今後は高速道路のミッシングリンクの解消等による道路ネットワークの強化に取り組むとともに、安全で信頼性が高く、被災後の早期啓開・復旧が可能な道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や橋梁の耐震対策を推進してまいります。

4ページ目です、東日本大震災では液状化等により港湾施設が大きな被害を被りました。施設の耐震化を進めるとともに、全国的な広域支援に不可欠な広域防災拠点の整備を図ります。更に非常時のサプライチェーンを確保するため、物資輸送の代替性が確保されるよう現行の立地企業の事業継続計画（BCP）と港湾BCPを連携して見直しを行います。このため、港湾における総合的な地震・津波対策の在り方を、5月下旬を目途にまとめ、ソフト・ハード両面から対策を推進してまいります。更に、老朽化した護岸の被災による航路閉塞等の発生が懸念されているため、臨海工業地帯の液状化対策による被害の発生防止を図ってまいります。

5ページ目です、3つ目に支援物資物流システムの構築についてです。東日本大震災時における支援物資物流の問題点を踏まえ、昨年12月、首都直下地震などを念頭に全国4ブロックにおいて、民間の能力を活用した災害に強い物流システムを構築するための協議会を設置しました。本年3月には災害時に活用可能な民間物資拠点のリストアップ（全国395か所）や、災害時の支援物資物流における官民の連携協力体制の構築の必要性等を内容とするとりまとめを行いました。

本年度はほかのブロックにおいても協議会等を開催し、そこでのとりまとめが各種防災計画等の見直しに反映されるよう、内閣府等の関係機関と密接に連携していきたいと考えております。

6ページ目です、大震災を生き抜くための日ごろからの備えに関する施策について御説明申し上げます。昨年12月に成立した津波防災地域づくりに関する法律ですが、12月27日に基本指針を決定し、説明会等を通じて地方公共団体への周知を行ってまいりました。現在、6月上旬の法律の全部施行に向けて、政令等の準備を進めております。また、内閣府の検討会による、今お話がありました南海トラフの巨大地震に関する検討

結果も参考としつつ、都道府県における津波ハザードマップ作成に向けた津波浸水想定に関する説明会を開催するなどの支援を行ってまいります。

今後とも関係省庁とも連携しながら、津波防災地域づくりを全国で推進してまいりたいと考えております。

7 ページ目に入ります、地域ブロックを超えた広域防災訓練の推進です。これまでの会議においても、多数の関係機関が参加する広域防災訓練の重要性をお伝えしてまいりました。首都直下型地震や3連動地震の切迫性が指摘される中、その重要性がますます高まっているものと認識しています。

今年度は3連動地震に関連するブロックにまたがる訓練の実施を予定しています。その際、ロールプレイング方式を採用することなどにより、課題の発見に重点を置いて取り組んでまいります。

8 ページ目です、建築物、構造物の耐震化についてであります。地震被害から国民の生命・財産を守るため、住宅、建築物の耐震化をこれまで以上に推進していかなければなりません。このため、住宅及び建築物の耐震化率の目標を定め、これまで社会資本整備総合交付金による補助及び融資、税制による支援を実施しています。特に平成 23 年度3次補正予算においては、住宅エコポイント制度を再開し、エコリフォームと併せて実施する耐震改修に対して、ポイントを加算してまいります。

一方、東日本大震災での被害状況を踏まえ、大規模空間の天井の脱落対策及び超高層建築物における長周期震動対策等に取り組んでいく予定です。

9 ページ目に参ります、多数の旅客等が利用する鉄道における防災減災対策につきましては、東日本大震災における被災を踏まえ、駅、高架等の鉄道施設における耐震化等のこれまでの地震対策の検証、改善を実施しているところです。

今後は首都直下地震や3連動地震の切迫性にかんがみ、首都圏等において耐震補強の対象施設の拡大、津波発生時における避難誘導の迅速化及びソフト・ハード両面からの地震津波に対する防災・減災対策を実施してまいります。

10 ページ目に参ります、発生が危惧される大規模災害に向けた備えに関する施策について説明をいたします。首都直下型地震については、その発生の切迫性が指摘されており、最大クラスの地震が発生したと仮定し、最悪のケースを想定した上で緊急的に国土交通省がとるべき対応について、早急にとりまとめる予定です。

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）については、発災した際に全国からの TEC-FORCE が自動的に被災地である首都圏に向けて行動できるよう、あらかじめ派遣人員や資機材、活動拠点等について定める具体的な活動計画を策定するなど、体制を強化してまいります。

11 ページ目になりますが、大規模地震発生時における帰宅困難者対策についてであります。今後想定される首都直下地震等の大規模地震が発生した際、建物の損壊、交通機関の運行休止等により、大量の避難者や帰宅困難者の発生による混乱が懸念されます。

これを受け、今国会では都市再生特別措置法の一部を改正する法律が成立しまして、大都市のターミナル駅周辺等の都市機能が集積したエリアにおいて、官民の連携によりソフト・ハード両面にわたる防災対策を計画的に推進していくための枠組みを創設したところです。本法に基づき、帰宅困難者対策を含めた都市の安全確保対策を緊急に推進してまいります。

以上、国土交通省が現在、東日本大震災の教訓、課題を踏まえて取り組んでいる事柄について説明をいたしました。今後、関係機関と連携をして更に取組みを強化・加速させ、災害に強い国土、地域づくりに努めてまいります。ありがとうございました。

○ ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して御質問あるいは御意見をいただきたいと思っております。

○ 津波防災地域づくりの推進ということで、今さまざまところで先ほどもございましたように、被害想定の見直しが進んでいると理解するところです。ただ、地域地域でいわゆる津波防災に強い町をつくっていかうとしますと、なかなか今の国がお示しになった想定にプラスして地域の特性、例えば河川遡上があるのかとか、どの辺りまで、どの高さぐらい浸水するのかといったことにまで踏み込まないと、まちづくりというのは進んでいかないのではないかと考えるところです。

今般の災害では防災重要施設、いわゆる消防であったり警察、役所も被災するという想定も進めていかなければならないということで、地域はいろいろと想定に対して自分たちで取り組もうとしているんですけども、なかなか方針も見えない中、手探りが続いているということで、その辺りについても国交省さんの方で何らかアドバイスをいただけるようなことが進んでいくと、具体的なまちづくりにつながっていくのではないかと感じたところです。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 港湾のいわゆる耐震バースは、東京湾でも案外数は少ない。大災害では海からのアクセスは極めて重要になってくる。そのとき心配なのは、耐震バースは生きているけれども、そのバースから後背地域に行く取付道路はとくに強化されておらず一般道路と同じ場合が多い。耐震バースだけあって、そこに物資が滞留し内陸に運べないこともあり得る。ですから耐震バースをつくれれば、それに対する取付道路を一律に補強しないと、荷物は来たけれども、内陸部に入らないことは恐らく東京湾でも起こるのではないかと思います。これは4ページ関連でお願いしたいと思っております。

○ 津波防災地域づくりの地域特性ですけれども、今、全国に対して国の方から発する情報というのは、津波の想定の高さであり、そして基本的な考え方あるいは津波防災マップの作り方というところになります。そして、今、田村委員もおっしゃったように地域特性、地域の細かな地形であるとか、地域のどこにどういう施設が存在していて、その重要度がどういうものであるか。こういうことは地方の方に織り込んでいただく項目になってまいります。勿論、それで知らないというわけではありませんけれども、そうい

った地域特性というものを織り込んでいただく主たる作業者というのは、地方になることも御理解いただければと思います。

耐震バースの件ですけれども、私自身もこういう耐震バース、一体、今あるものをどうやって耐震化を広域的にやれるのかということで、局の方に聞いて、現在手法としてどういうものがあるか。地盤改良をスリット状に、あるいはメッシュを組むようにやっていくことが、一番ある意味お金をかけない耐震の改良だと聞いておりますけれども、そして首都圏と阪神圏に広域避難の基地というものを、広域対応の物資基地をつくらせていただいておりますが、そこに至らなければ確かに大きな問題がまた生じてしまうこととなりますので、委員御指摘のようにしっかりとそこにつながるアクセスの強化も視野に入れて取り組んでまいりたいと思います。

昨年の東日本の地震の際に、やはりバースが崩れたりはしませんけれども、大きな亀裂や段差ができたりということはございました。それも重要拠点という中では応急ですりつけであるとか、そういったことで被害の規模にすれば原則に応急処置というのは、昨年も取り組ませていただいていることを御報告させていただきます。

- 3点あるんですが、まず1点は住宅の耐震化なんですけれども、この数字はいわゆる耐震化が進むことによって改善されているのではなくて、住宅が新しくできていることによる改善なんです。ですからやはり家全体の耐震化と同時に、各部屋の耐震化が可能になるように、つまり家族の方が一番使っている部屋がつぶれないようにすれば、かなり人的な被害は助かると思いますし、その辺の御配慮をいただきたい。

それから、実は将来、首都直下あるいは東海・東南海・南海地震が起きると、一番心配しておりますのは、これまでの地震で一部損壊の被害を受けている住宅が、ほとんど手つかずのままにされている。例えば阪神大震災ですと24万棟が一部損壊で、これは雨漏りがするようなのは実は修理しているんですが、柱と梁が少しひずんでいるようなもの、つまり建てつけが悪くなったようなおうちはそのまま住んでおられる。これは例えば震度6弱とか6強の揺れが来ますと、粘りがありませんので、たちどころにつぶれる結果になります。

これは1944年の東南海地震で亡くなられた方が1,200名なんです、その1か月後の1月13日に起こった三河地震では2,400名亡くなっているんです。これはやはり1か月前の東南海地震で住宅が非常に被害を受けていて、これが直下型地震で瞬間的につぶれたことにつながっているだろう。ですから既にこれまで17年間、阪神大震災以降いろいろなところで地震が起こっておりますけれども、一部損壊住宅の耐震診断を是非無料にしていきたい。今は古い住宅が無料で、それ以降は有料ということになっているんですが、せめて耐震診断を受けていただくことに罹災証明の一部損壊ということを使っていきたいと思います。

2点目は、今まで津波にしてもそうですけれども、1つのラインで守るという対策なんです、例えば南海地震が起こりますと現在の想定でも大阪には4mの津波が来ます。

そうしますと、大阪の防潮堤は3mまでしか持ちませんので、全面的に越流して市街地に入ってくるのが考えられます。そうしますと市街地を面的にどうするのかという対策をこれからもつくっていただかなければいけない。

例えば道路の中央分離帯を二線堤にするとか、そういう方策もあるだろう。それから、大阪の地下鉄なんですけど、地上の浸水深が75cmを超えると全く防ぐことができない状態です。地下空間には東京メトロは10個の水門があるんですけど、大阪は1門もない。すなわち、そういう被害を被っていないところの対策はゼロなんです。ですから、やはり先行的にそれをやらないと、私が一番気にしているのは大阪の市営地下鉄は黒字なものですから、料金を下げるといことをやろうとしているんですけど、そうではなくて、もっと防災対策をやるべきだ。そういう御指導も是非、住民迎合型の対策をやるのではなく、まずいわけで、そういうことを是非お願いしたい。

もう一点、首都直下ですが、一番の問題は東京が大きいことではなくて、時空間的に過密になっていることが問題ですので、そこを解消していただきたい。

- 5ページの支援物資物流システムの構築のところで、是非各省の調整をお願いしたいと思います。この分析は極めて正しくて、自治体職員が物流に対応するというのは、もともと素人にやらせるということで困難だと思っています。

一方で、平常時もそうなんですけど、物流のほかに商流があるんです。だれが手配するのかという話と物を運ぶというのが災害時、渾然一体となっています。例えば製造メーカーから運ぶときはトラック会社に頼めばいいんですけど、スーパーにお願いすると自社でストックポイントを持っていますので、物の手配と物流をセットでやることになりまますので、そうすると国交省が手配するのか、それともスーパーであれば経産省なり農水省経由でやるのかというところを、政府全体で統一がとれないと、結局、自治体で手配してくれという話が政府から来ました。知事会の方で一生懸命手配するんですけど、今度、国からも指令が来るので現場はどちらの言うことを聞くのか。そうすると自治体は動くなという話になったりしますので、この指揮命令系統をどういうふうに運用するかというものを、実は自治体側でも結論は出ていないんですけど、政府主導の研究会を組み立てるなり、この指揮系統のところは是非御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

- それは私の方で整理する話になると思いますので、しっかり受け承ります。
- 全く素人の話なんですけど、私は東日本大震災の現場に行って、いろんなことを地上で見て、飛行機ですっと日本の海岸線を上空から通って見たときに、日本の人口のものすごく多い町というのは川の三角州なんです。ということは、もともと低いところに人が住んでいるわけです。その三角州のところで例えば仙台の場合なんかそうなんですけど、途中で高速道路があって、そのおかげで宮城野原の方が助かったんです。名古屋は上から見たときに本当に無防備なんです。だからああいうところでもしできるとするならば、一部道路を高くするとか、何かそういう方法もあるのではないかという感じを受けまし

た。

- 先ほど委員が2つ目に言ったことと、ある意味では通じるんですけども、多分一番重要な概念は多重防御という概念だと思うのです。1つで守ることは無理だけれども、組み合わせることのできるだけ被害を減らす。そういう意味で言うと私は国交省というのは一番多重防御に適しているというか、いろんなことができる省庁だと思うのです。今回いただいた資料の1ページ目とは、基本的にトピックベースに見えるのです。それよりは国交省の力をある意味ではフルに活用して、例えば津波で言えば防波堤で守る。次はきちんとした構造設計されているビルで守る。最後に避難で守るというような、国交省が描く多重防御のレポートリーみたいなものを、こういう中にお示しをいただくと、すごく将来に向けての方向性が出てくるようにも思うので、是非そういった形のまとめ方を検討していただければと思います。
- モデル化するということですかね。
- そうですね。いろんな地域がございますし、国交省の中もいろいろ局がおりになるので、地域の特性に応じて各居のできることを全体としてこういうふうに組み合わせていくと、すごくいいものになるというモデルを是非多くおつくりいただけたら嬉しいなと思っています。
- 今の話とも非常に近いところなんですけれども、多分津波の防災の地域づくりの推進の中に、道路ですとある程度位置づけていらっしゃる。ところが、日本の場合は割と海岸線沿いに道路と鉄道が走っていて、道路の場合にはまだ開口部があるんですけども、鉄道の場合にはなかなか渡るのが難しい。つまり避難との一体を考えたおかないと、踏切が渡れないんです。そういうような箇所は結構たくさんあって、そういう面では総合的に見ておかないと難しい部分があるということは同じことだと思います。

同じような意味で少しコメントさせていただくと、やはり関東大震災でも基本的には船はたくさん入っていたけれども、荷揚げができなかった。それは倉庫施設がないとかいろんなことがあったわけです。そうやって考えてみると、実はここで物流システムの構築の話と港湾の話が出てきます。そういうところは1回連動で少し見ていただかないと難しい。特にそれも物資によってかなり状況が違って、例えば仙台の調査を見ると生活物資の中で食料は比較的同じような回復曲線を描くんです。ところが、ほかの生活物資はかなり多様になってくる。これは要するに生産拠点と流通と全部違ってくるからなんです。そういう面でのトータルシステムを少し見ていただければというふうな気がしています。
- 以上です。
- 一昨年国土交通白書だったかと思うんですが、要するに地震の前の段階から既に国土交通省の方で、公共施設の全体の量が増えてきていますので、維持管理費を捻出するのが大変になる。たしか2037年だったかと思うんですが、調べてこなかったのですが、訳ないんですけども、現行の公共事業費がずっと今の水準で続くと、維持管理費を捻

出するのがそこでいっぱいになってしまう。

要は、そうするとどうしても維持管理の水準を落したりするといったようなことでの対応などをとらなければいけなくて、そこに対して国土交通省が警鐘的に発表されたんだと思いますが、要は耐震化を今、進めなければいけないと思うんですけども、全体として老朽化がこれから非常に進んでいく。ですから一時期に更新投資ができないので、当面の耐震化については財政当局もいろいろ財源について手当を何かの形でしていく、優先度を上げてやっていくと思うんですが、公共施設を大量に所管する国土交通省として、大事な公共施設の維持管理を適切にどういうふうにやっていくかの大きな像をこの際、きちんと描いておかないといけないのではないかと。

これは勿論、厚労省所管の上下水道についても、40年ぐらい経って管が地震とは関係なしに破裂して、しばらく断水するところとかいろんな問題が出て、やはりこれから全体の量が増えてきて、老朽化の問題が非常に深刻になってきて、それらにプラス耐震化の問題も考慮していかなければいけない。ここで書いている建築物、構造物についての財源をどうするかの大い絵を考えていかなければいけないのではないかと。

もう一つ、自治体として道路台帳等の整備がきちんとなされていないので、各自治体としても自分のところの老朽化等の状況が実はわからない状況になっているんです。ですから、それもきちんと本当は整備しておかなければいけないので、その把握と財源対策について十分な工夫なり考え方が必要だと思います。

○ ありがとうございます。

それでは、まだ御意見もあると思うんですけども、時間の関係で次に進みたいと思います。

次は厚生労働省なんですが、厚生労働副大臣、お願いをいたします。

○ よろしく願いいたします。

防災対策推進検討会議中間報告において、災害救助制度と救急医療に関して御指摘いただいた点について、現在の取組と今後の検討の方向について御説明いたします。

資料5をごらんください。まず1ページ目でございます。1つ目に大規模災害時の応援自治体の費用負担について、応援自治体から被災自治体ではなく、国に対して国庫負担を直接請求できないかという御指摘をいただいております。応援自治体の費用は現在、災害対策基本法により被災自治体が負担することとなっております。これを受けて災害救助法では最大9割まで国庫負担をし、残りは被災自治体が負担する仕組みになっています。被災自治体の負担分は震災復興特別交付税で措置されることとなっております。

一般的には左下にあります図のとおり、費用の請求、資金の交付が行われることとなります。今回のように応援自治体が47都道府県になる場合は、自治体間のやりとりが煩雑になります。そこで今回、右の図のとおり費用の請求先を国に一本化いたしました。これにより2ページに記載のとおり、被災自治体、応援自治体の事務負担が一定程度軽減される効果があったと思われま。

今後の検討の方向ですけれども、応援自治体と被災自治体との間で連携を確保することは重要でありますので、これを前提に内閣府などとさらなる事務負担の軽減策を検討していくこととしております。

考えられる案の1つ目といたしましては、今回行った方法を大規模広域災害の場合に実施できるように法制化するとともに、被災自治体が応援自治体に対する資金交付などについても、事務負担を軽減するという方法であります。

考えられる案の2つ目といたしましては、費用のうち国庫負担分は応援自治体と国のみでやりとりをすることにし、一方、費用のうち被災自治体負担分は、応援自治体と被災自治体のみでやりとりをするという方法であります。いずれの方法についても法制的に、また、事務処理においても今後具体的に検討する必要があります。

3ページ目をご覧ください、災害救助法における現物給付の原則について、現金給付の在り方を見直すべきという御指摘がありました。現行の災害救助法では現金給付に関する規定もございますが、例外的な扱いとなっております。この現物給付の原則についてはこれまでも、また、今回の大震災でも要望を踏まえて給付の範囲を弾力的に見直してきております。今後の災害でも一般的に実施すべきものは一般化するよう、現在、要項などの見直しを進めております。

今後の検討の方向については、例えば災害救助法のメニューのうち応急修理については、給付の正確や手続の類似性を考慮して被災者生活再建支援制度に統合してはどうかといった御指摘をいただいておりますので、それについても内閣府と検討を進めております。

5ページ目でございます、応急仮設住宅の仕様の見直しについて御指摘をいただいております。これまで応急仮設住宅の居住環境の改善として、寒さ対策、バリアフリー対策、コミュニティ維持のための対策などを進めてきました。また、昨日、小宮山厚生労働大臣により、仮設住宅の居住期間の延長と、それに関連してさらなる居住改善策として、お風呂の追い炊き機能の追加などを発表したところであります。また、民間賃貸住宅の借上げについては、今回の大震災で初めて本格的に活用いたしました。

今後の検討の方向としては、今回の大震災での課題を踏まえ、現在、国土交通省が中心となって仕様などの検討を行っています。中間報告として近く報告できるように、厚生労働省としても協力して作業を進めてまいります。

7ページ目でございます、日本赤十字社等による義援金について、被災者への支給迅速化等の御指摘をいただいております。日本赤十字社等に寄託された義援金は3月末までに約3,500億円寄せられており、そのうち99%が被災都道県に送付されております。被災都道県においては市町村に対して97%を送金し、市町村ではそのうち90%を被災者の方に配付しております。昨年度その配付の遅れについて多くの御指摘をいただきましたが、義援金については速やかに被災者に配付される必要がある一方で、公平性や透明性にも留意する必要があります。

今回、日本赤十字社等から複数の自治体への配分調整が困難であるということで、初めて厚生労働省も協力して義援金配分割合決定委員会を設け、自治体への配分基準が決定されました。また、厚生労働省では日本赤十字社等を始め、自治体に対して早期配付に向けた要請を行ってまいりました。

今後の検討の方向として、現在、省内で検討作業中でありまされども、これを受けまして日本赤十字社等とも協力し、義援金の配分の今後の配布の在り方について検討していきたいと考えております。

9 ページ目でございますが、救急医療に関して御指摘をいただいております。災害時の救急医療体制については、平成 8 年から災害拠点病院、平成 17 年から DMAT の整備を行ってきたところですが、東日本大震災での対応を踏まえ、DMAT の活動内容や活動期間等を定めている日本 DMAT 活動要領の改定、また、関係機関と連携した派遣調整を行う組織の設置等について定めている、災害時における医療体制の充実強化についてというものを平成 23 年 3 月に通知しておりまして、このような取組みにより関係機関の連携を促進していきたいと考えております。

以上で御説明を終わります。

- ありがとうございます。質問、御意見をいただきたいと思ひます。
- ありがとうございます。3 点ほどお願いしたいと思ひます。

第一に、災害救助法の現物給付原則についてですが、例えば 1 つには今、副大臣からお話いただきまして、ありがとうございます。災害救助法の応急修理については、現物給付原則ゆえに被災自治体が事業者と契約、工事、検査して被災者に渡さなければなりません、被災自治体の大きな負担になっておりますので、災害救助法の応急修理を廃止して、半壊、大規模半壊ともに被災者生活再建支援法の支援対象とするということについて、是非よろしく検討お願いしたいと思ひます。

第一の 2 つ目ですが、民間賃貸住宅の借上げについても現物給付原則のために、被災自治体と大家が契約して被災者にとということになっており、事務処理も大変煩雑になっておりますので、被災者への補助という検討も必要ではないかと思ひます。是非これも御検討いただければと思ひます。

第二に災害弔慰金法の問題です。この法の 1 つには災害援護資金貸付金、これは国 3 分の 2、県 3 分の 1 ですがけれども、これにつきまして県から国への償還を借受人から償還された分に限定する。今は借受人から償還があろうとなかろうと一緒に県が返さなければいけませんので、償還された分に限定するということの検討。

2 つ目には、災害障害見舞金の支給対象となる障害程度を、現行労災 1 級程度から範囲を拡大するということの検討。これも非常に使い勝手が悪いものになっており、阪神・淡路大震災のときにも 1 万人の重傷者に対して 61 人しか対象になりませんでしたので、是非検討をお願いしたいと思ひます。

3 つ目には災害弔慰金及び災害障害見舞金が「主たる生計維持者でない者」、これは

ほとんど女性の場合が多いわけですが、この人が「主たる生計維持者」の半額になっていることの問題。例えば「石綿による健康被害の救済に関する法律」などでは一律になっておりますので、この問題について、男女共同参画の観点からも検討する必要があるのではないかと思います。

第三に、応援自治体の救助費用の問題ですが、これはすべての災害についてということではなくて、どの災害も適用してくれと言われたらどうするかということがあるのかもしれませんが、すべての災害を対象とするということではなくて、例えば特定非常災害法に基づく特定非常災害、これは現段階で阪神・淡路、新潟中越、東日本大震災の3つです。あるいは災害対策基本法 28 条の 2、閣議により緊急災害対策本部が設置された災害、これは東日本大震災が初の事例です、など、国が指定する大規模災害については全額国庫負担。それゆえ国への直接求償ということの検討が必要であると思います。私ども兵庫県も、現在実質公債費比率ワースト 1 を争っていますが、こうしたことの非常に大きな借金返しが、今も大変大きな負担になっておりますので、国が指定する大規模災害については全額国庫負担。だからこそ国への直接求償ということになるんだということの検討が必要ではないかと思います。

首都直下や南海トラフなど、大規模災害が起こってからこの問題について法制度を考えていくということでは、とても時間を食ってしまいますので、こうしたことを想定した検討が必要ではないかと思います。

以上です。

- 幾つかお願いしたいんですが、まず 1 ページの図をごらんいただきたいんですけども、副大臣よく御存じでいらっしゃいます、今日は初めての参加ということで発言するのは心苦しいところがあるんですが、お許しいただきたいと思います。

事務手続が煩雑だということで直してくれと言っているだけではなくて、使途制限がかかるところが大きな問題だと思っています。

今回で言いますと、3月11日の地震で多くの方々がお子さん連れで新潟県にも避難してこられました。結果として4月始業式に福島県から避難されてきた方だけ私服で行けとか、体操着を持つとか、かばんは普通のバックで行けというのは、とても忍びなくてできない。だからこれは県でかぶってもしようがないから支援しましょうと決めましたけれども、希望が大きくなってくると、これが果たして資金として出しているのか悪いのか物すごく時間がかかって、判断ができなくなるので、それは是非国に直接請求できるような制度をつくっていただけないか。事務手続煩雑さという問題プラス超大規模災害のときどうするかということも、是非御検討いただきたいと思います。

現物給付原則は、基礎的自治体からも杉並区長さん始め、直接私のところに来られて是非政府の会議で言ってくれと頼まれたんですけども、これも資金使途が制限されるので、本来やりたい支援ができないというところがありますので、是非この現物給付原則を見直して、被災者生活再建支援法と災害救助法を再整理していただけないか。これ

も清原委員言われたとおりで、特に応急修理というのはおかしいんです。借上げ仮設についてはまさにお金のやりとりしかしていないのに、手間だけ被災した自治体に押し付けるという形になりますので、是非この辺りの再整理をお願いできればと思います。

応急の仮設住宅関係はどうしたらいいかということなんですけれども、考えられる案1、案2と2ページに出ていますが、もう一つやり方があるのではないかと思います。これは厚生労働省から出そうとするから補助金という形になって、補助金適化法の対象になりますので、例えば支出委任を総務省にさせていただいて、総務省から特交で出させていただくと使途制限が外れるんです。更に過重にやった自治体は自分たちの気持ちなんだから自治体の持ち出しになるかどうか、それは自治体で判断してください。でもベースのところはちゃんといけますよということになれば、これは極めて自治体として運営しやすいですし、理解も通しやすいということになりますので、補助金で渡すということではなくて、地方財源補助という形の特交の活用、支出委任というものを是非御検討いただけないかと思います。

最後なんです、義援金のところでございます。7ページ、特に都道府県をまたがる時が今回大きな問題という点で挙げられたと思います。このときに厚労省で決めていただいたのはありがたいんですけども、総額から判断して単価を決められるということになると、その単価のとおり配らないと不満が出ますので、自治体の裁量というのは全く効かなくなるんです。本当は支援しなければいけないかわいそうな方もおられるんですけども、何で国で決めた単価と違うお金で配るんだということになりますので、事実上それができないということです。

ではどうしたらいいかというと、例えば半分ぐらいの金額になるように単価を定めて、それに比例をして自治体裁量部分とセットで配分させていただくと、本当に例えば先ほどの制服をどうするんだ、かばんをどうするんだという話を義援金で対応するというのもあり得るんです。義援金を出された方というのは今日明日食事ができないとか、着るものがないという人に何とかしてほしいという気持ちで出されているのが、住宅の壊れ方一律で配るということになると心が入らない。現場がわかっているのはまさに基礎的自治体なので、ここが裁量の余地が持てるような単価の決め方をさせていただけると大変ありがたいので、是非御検討お願いできればと思います。

- 先ほど6ページのところで一番下の民間賃貸住宅の借上げについては、関係団体と今度協定してというお話があつて、非常によいと思いました。というのは、現実、自治体が貸主になることによる不便なところ、慣れないところで随分混乱しているというのが現実残っているということ、それから、例えば応急仮設住宅に今、介護ベッドが入らないという事実があるということですので、制度を実現される前にきついろいろな関係団体にお話を聞いていただくと、何かいい案も出てくるのではないかと思うところが1つです。

もう一つは、制度を実現されて国や県が実施主体になったときに、実際に支援を受け

られる被災者が所属している市町村が、その情報の提供についてなかなかうまくいっていないというのが現実としてあると思います。いわゆる被災者がどういうふうに支援を受けているかということが伝わらない。

1つは個人情報保護の問題があって、それについては事前に行政的な解決策を生み出すことが必要だということと、国、県が業務をやった後、市町村と積極的に情報共有をするような準備をしていないがために、例えば生活再建支援金が支払われた後、市町村に対してどなた様に支援金が支払われましたということの通知が、ちゃんと伝わるようなものになっていない。そうなると実際に被災者の支援を受け持っている市町村はうまく行動することができませんので、制度を実現した後の市町村との情報共有ということについても、是非事前にお考えいただければと思います。

- どれも大事な取組みだと思いますけれども、7ページ、8ページの義援金のことなんですけど、これは是非マスコミの方、新聞や何かにもどんどん書いてもらって、このように仕組みをしましたということ、多くの方に知ってもらった方がいいのではないかと思います。というのは、被災地の方々にはまさに当事者ですけれども、この義援金は全国のすごく離れたところの方にとっても、直接当事者になった問題で、中には途中でなかなか配分もされないようだし、やめるかと諦めてしまった人もいたと思うんです。けれども、大金でなくても10円、100円という金額を投じた人たちの総額がものすごく大きいことを考えると、今後もまごころによる募金の手を止めないように、次は違うんだよ、この会議を通して変わったんだということも含めて、このことを多くの人に知ってもらった方がいいのではないかと思います。

以上です。

- 今までもお話がございましたけれども、仮設住宅における民間賃貸住宅の借上げについてですが、こちらは今回1年、入居期間が延長になったということもありまして、契約更新がこれから行われることになるだろうと思います。入居者と貸主と自治体ですね。そうしますと去年の入居の時点もそうでしたけれども、大変煩雑で、事務手続に時間がかかり、なかなか入居が難しかったという事実もございましたので、その辺が簡略化されていくことが必要ではないかと思います。

民間賃貸住宅については点在をしているということもありまして、なかなかコミュニティが思うように進まないという現実も一方にございます。御自分たちがほかの地域から入ってきた場合に、なかなか地元の地域のコミュニティに入り込めないということで孤立していく傾向もあります。それはボランティアですとか自治体、行政がさまざまな支援をしていくということでは解決するかもしれませんが、しかし、もう少し踏み込んだ形で、また更に1年延長になるということになりますと、また課題も山積してくるのではないかと思いますので、その辺の対策も是非お願いしたいと思います。

- 被災地をぐるっと回って歩きまして、物すごく市町村によって対応が違うんです。県によっても違います。被災者の人たちが慣れていなかったということもありますが、今

後こういう大きな災害が起こったときには、地方自治体の教育というのも大変必要ではないかと感じました。

- 今回、義援金の配分が随分遅れたんですが、勿論、複数の県にまたがって非常に被害が大きかったという原因があるんですけども、義援金というものについての考え方が知事によって随分差があるといいますか、それも大きな原因だと思います。

先ほどおっしゃったように、例えば住宅被害に比例するような形で市町村が裁量の下で、例えば義援金配分委員会をつくっていただいて、そこでそれぞれの事情に合った配分ができるような仕組みも必要ではないか。と言いますのは、公的資金で対象となるものは非常に限定されていますので、そここのところの融通性を是非義援金の方でお願いできないか。

もう一点は、日赤は実は事務経費がこれから取れませんが、とても金額が多くなると、これだけで随分活動が阻害されるという面が出てきておりますので、そういう事務経費を取れるような仕組みといいますか、そういうものも事前に国民に知らせてやっていただくというのも迅速化につながるのではないかと思います。

- ほかにいかがですか。どうぞ。
- 今日お話いただいたのは、いわゆる救助法の問題と生活再建支援法に関わる問題なんですけれども、救助法の中でも仮設住宅というのは、実は罹災証明の半壊以上でないに入居の基準を満たさないことになるのです。その意味では罹災証明、あるいはそれを利用して円滑に被災者対応を管理しようとするれば、被災者台帳はどうしても必要になろうかと思うのです。

サービスメニューとしては、こういうものがあるというところの御検討なのですが、それを事務処理していくことの煩瑣さということ。今回の場合には一番最初に応援自治体への還付の問題がありましたけれども、やはり被災自治体はいろいろやっておられる中で被災者をきちんと捕捉して、それに対して整合的に支援をしていくための仕掛けを是非内閣府と厚生労働省が協力をしていただいて、御検討いただければというお願いです。

- 1つは細かいところになるんですけども、6ページ・5ページにバリアフリー対策というものが書いてございます。これは私がお願いした件でもあると思うんですが、1つ引っかかるのはグループホーム型が対象の方もいれば、在宅でずっと御家族と一緒に過ごしていて、グループホームに適さない方も当然いらっしゃる。それを考えていくとグループホーム型だけではないだろう。

同時に、先ほど介護ベッドの話をされていましたが、そもそも設計上、電動車いすが入らない構造になっている。そういった辺りを考えると住民の個別要望に応じてというところは非常に厳しくて、ある程度、事前設計仕様を各当事者と議論していただければという気がいたします。

同時にグループホーム型仮設住宅という部分については、今、厚労省さんで進めてい

らっしゃる福祉避難所との連動を意識して、連続的な対策として見ていただきたい。その中でも一番大きいのは支える人の問題で、箱はあってもどうしようもないことが出てくる。

あと、これはここでという議論ではないんですけれども、2番目には義援金に絡む議論として支援金という話を少しさせていただいたんですが、これだけ大規模になると実は産業の問題というのが非常に大きくて、ストック住宅もしない、フロー収入もしないという人がたくさん出てこられるわけです。

今まで国は当然産業に対しての支援というのは基本的に利子補給という形をとってきました。ただ、大規模災害になるとそれで持つかというところがあって、それを国が直接組むのは非常に難しいところもあるので、そこをうまくつくれる仕組みというのを考えていく必要がある。やはり義援金は基本的に個人に配るという意思の下でやっていますので、そこを少し考えていかないといけない。これまで復興基金という形でやられている例もありますけれども、その辺の仕組みはどこかで議論をしていただきたいと思っています。

- 私が発言するのは場違いなんですけれども、災害救助法の今回の話はこういうペーパーでもいいんですが、まず基本的に今の災害救助法というのは、広域災害を必ずしも念頭に置いていない法律の体系になっているのではないかということ。今回の東日本大震災で例えば1番目の中に出てくるように、原発の事故が一番の例なんですけれども、6万人の方々が全国に散らばってしまっている中で、この手続をどうするかということについては、これから首都直下型、東南海の3連動がもし大きなものが起こった場合には、多分県境を越えた避難民の発生というのは不可避という状況の中で、どう考えていくかということだろうと思います。

そのときに今後の検討の中で考えられる案1、案2というものがありますけれども、例えば案3として全額国が補填して、もし自治体負担が残るとすれば、国が後で被災自治体に時間をかけて負担をお願いするという方法もあるかもしれないし、もっとも大きな災害になりますと全額100%公費になれば、その問題は考えなくてもいいし、特別交付税ということになれば、その相殺の中で何とかやれる方法もあるのではないかと思います。

何を言いたいかといいますと、被災自治体の仕事がものすごく煩雑になってしまって、自分の県から、自分の自治体から人を出さなければならないという状況の中では、その自治体は手いっぱいということについての状況を踏まえた上での体制を考えていく必要があるのではないかということでもあります。

同じく日本赤十字社の義援金の問題も、実は何の問題かといいますと、これも今まで阪神・淡路もそうなんですけれども、単体の自治体で災害があって義援金を配分してきましたから、大体黙っていてもその自治体の中での義援金の配分決定委員会というのはできたんです。

今回何をもめたかと言いますと、県が数県に及んでいる。市町村だけではなくて数県に及んでいて、数県に及ぶ配分決定委員会をだれがつくるかということが問題になって、当初、厚生労働省は民間がやることだから、うちのやることではございませんというスタンスだったんです。では厚労省がやらなかったらだれがやるんだという話になって、最終的に厚労省が全体のとりまとめになったということなので、その部分についてのメカニズムは今回1つの例になりますから、そういった例を含めたこれまでの取組みとか、今後の検討というのがありますけれども、そういう県を越えた場合についての厚労省の国の位置づけ、本来は民間の義援金活動なんですけど、そこに国がどういうふうに関わるかということについても、真正面にとらまえて議論していただきたいと思えます。

○ ありがとうございます。

もう全体の議論に入っていますけれども、残りの時間トータルであればお出しをいただきたいと思えます。

○ 国交省関連のことですが、第二東名高速はサービスエリアに防災機能を持たせるということなので、大変心強いんですけれども、現在ある高速道路もサービスエリアを活用することを考えた方がいい。

例えば東名高速は3連動が来たときは、恐らくずたずたになるだろうと思うんです。それでも全滅するということはありません。道路が寸断されてもサービスエリアはヘリがアクセスしやすいし、そこにジャッキだとかクレーンなど人命救助の装備を置いておけば、部隊はそこにヘリで人間を送り込めば、そこから早くフロントラインに人命救助部隊を出せるわけです。人間だけ行けば高速道路のサービスエリアに緊急時に必要な最低限の敷材がある。そういうことも検討されているかと思えますけれども、新しい高速道路以外も、もう一遍サービスエリアを見直していただきたい。大型ヘリが降りるためには背の高い立木をあらかじめ切っておくとか、照明灯も背を低くしておくとか、かなり活用の余地があるということです。

もう一つは、これは米国でやっていたことですが、いざというときには高速道路の上り下りもどちらか一方の流れにしてしまう。よく我々は経験するのですが、上り線が混んでいるときは下り線はがらがらということがあります。ですから、発災後何時間経ったら市街地から出る方向は全部止めてすべて入ってくる車だけを通す。上りも下りもすべて救援部隊が入ってくるのに使うとか、そういうような検証を一遍どこかの高速道路で道路管理者と警察とが協力して、本当に技術的にそういう対応ができるのかを検討する必要がある。

もう一つは、自衛隊は首都直下地震に関する大々的な図上演習をよくやります。恐らく今年もやると思うのですが、そういうときに国交省の TEC-FORCE も、担当課長が1人ぐらい本省で電話対応するだけではなくて、TEC-FORCE が先ほど全国から集まるということを考えておられるならば、大々的に自衛隊のシミュレーションに入ってきて、

TEC-FORCE をどうやって自衛隊と協力して早く現場に送るかという、そういうことも私はやったらいいと思うのです。これまでの自衛隊の図上演習では主要な関連官庁が単に胸を貸すだけで、電話で対応するだけです。そういうことではなくて親身に自衛隊の図上演習の状況に参加することが重要かと思います。

- 今日配られている資料 1 の当面の取組方針として、各省庁から出ている今年度の取組を簡略化してまとめられたものがありますが、これを見ますと、大体、調査だとかハード面が中心になっていて、今年度の取組としてはよく理解できます。

今後 25 年度に向けてのことなのですが、先ほど例えば河田先生がおっしゃったように、何メートルという数字も大事だけれども、避難するということが大切だとおっしゃった。例えばそういったことなどを子どもや一般の人の心の中にすり込んでしまうくらい、語り伝えるというソフト面といいましょうか、そちらの方を充実させていく取組に、いつ頃から移行していくのだろうか大変気になっております。是非そういったソフトの方のことも視野に入れた形で、今年度進めていただければと思います。

- 今回くしの歯作戦ということで、東北自動車道と国道 4 号を基幹にして地方につながったんですけれども、例えば南海地震が起きますと紀伊半島全体が孤立してしまう。国道 42 号が海岸沿いに 1 本あるだけで、TEC-FORCE に聞きますと昨年の台風 12 号の対応の方が東日本大震災よりも大変だった。ということは南海地震と津波が来るとどうしようもないというのが見えているわけです。

そうしますと例えば道路と鉄道と船とをどうするのかという組み合わせを早急にやっておかないと、手も足も出ない。ですから現状ではまず備蓄をしっかりとやらないと、幾ら待っても救援が来ないということもあり得る話ですので、もっと状況が厳しいということを出していただく必要があるかと思います。

- こちらのサイドからはどうですか。
- 具体的なさらなる課題、検討項目いろいろ提供いただきまして、ありがとうございました。まだ検討中のことについて御報告をさせていただきましたけれども、皆さんからいただいた御意見をまたできる限り具体化できるように、取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど平野大臣からお話がありました災害救助法全体のこと。つまり構造的に今の仕組みでいいのかということについては、私も問題意識を持っておりまして、首都直下、南海トラフ等々のおそれもありということからいたしますと、このありようといえますか、今のままでいいのか。つまり、小規模な災害のみを想定した今のままでいいのかということについては、よくよく考えてみる必要があると思っております。そのときに内閣府を始めとして、関係省庁とも協議していくことが必要になると思いますので、これについても引き続きよろしく願いいたします。

- ありがとうございます。

冒頭でお話申し上げたとおり、対策検討会議は防災計画に向けて大綱の見直しを含め

たトータルな議論になっていくわけですが、それと並行的に、先ほどお話申し上げたとおりワーキンググループが首都直下も南海トラフも出発をすることになりました。ここでもっと具体的な話が出てくるんだと思うので、それが連動しながらこの議論とトータルで見直していけるような、そういう体制を是非つくっていきたいと思っております。

同時に各自治体、先ほど御指摘がありましたけれども、恐らく協議会がそれぞれ立ち上がってきて、独自のそれぞれの地域に合った形の防災計画という議論が進んでくるんだと思います。これについて私もできる限り国とのネットワークをその中でつくっていくということと、いざとなってその協議会が機能するわけですけれども、その前の段階としてその地域で何をしていたらいいかという議論も大事だと思うので、防災訓練ということも含めた形で国としっかりとしたネットワークをつくっていくという作業も、もう一つしていきたい。その中で地方から、現場から参加してもらって、トータルな防災計画をつくっていければというように、そんなことも考えておりました、しっかりと、目標は大体夏ぐらいで、ちょっと急ぎ過ぎるぐらいなんですが、夏ぐらいまでには何とかとりあえずの方向性だけでも出していけるような形で持っていければと思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次回第8回については4月26日を候補として開催をしていきまして、本日に引き続きまして、各府省における中間報告への対応状況を議題として議論を進めたいと考えております。次回は総務省、防衛省、警察庁の対応状況を報告していただいて、それに基づいて議論をする予定です。できれば各省庁事前に委員の先生に提出をしていただいている資料をお届けして、目を通しておいていただくことが、より実りのある議論をあげていただくことになると思いますので、そんな努力も事務方の方でしていただきたいと思っております。

5月に予定している第9回の会議においては、中間報告の提言項目に関係が深い文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省からの対応状況を報告していただきたいと思っております。今後調整が済み次第、日程については正式に連絡をさせていただきたいと思っております。

本日の会議の内容につきましては、この後の会見において私から記者発表することにしたしたいと思います。

さまざまな御意見ありがとうございました。充実した会議にさせていただいて、お礼を申し上げたいと思っております。

本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。

以上